

JJAE 投稿規程

(目的)

第1条 『Japanese Journal of Agricultural Economics』(以下「英文誌」という)への投稿に関し、必要な事項を定めるため、本規程を設ける。

(原稿の種類)

第2条 英文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿(Articles、Research Letters)、大会報告及び「編集委員会規程」第6条第2項に定める編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、英文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。

- (1) Articles は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。
- (2) Research Letters は、日本農業経済学会(以下「本会」という)が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。
- (3) 大会報告は、本会が主催する国際シンポジウムの報告ならびに質疑応答に関する原稿、座長解題等である。

(投稿者の資格)

第3条 原稿の筆頭著者とコレスポンディング・オーサーは、本会の会員に限る。ただし、英文誌編集委員会が特に認めた場合は、この限りではない。なお、Research Letters については、筆頭著者とコレスポンディング・オーサーが報告時に会員であれば、投稿することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、Articles については原稿が受理された場合に掲載料を支払うことを条件として、非会員の投稿を認める。非会員の掲載料は本会「会則」第5条に定める会員の年会費に準じ、「英文誌投稿細則」(以下「投稿細則」という)に明記する。
3. Research Letters については、投稿審査料を支払うことを条件に投稿を認める。原稿が受理された場合には掲載料を支払わなければならない。投稿審査料・掲載料は理事会の議を経て決定し、「投稿細則」に明記する。

(原稿の条件)

第4条 原稿は他の学術雑誌等に未投稿・未掲載のものでなければならない。

(原稿の分量)

第5条 原稿の分量はつぎのとおりとする。

- (1) **Articles** は、初回投稿の時点で、A4 用紙のダブルスペース（1 ページ当たり 28 行、1 行 10～15 単語）で 40 ページ以内（図表込み）とする。
- (2) **Research Letters** は、「投稿細則」の様式に従い、原則 4 ページ、上限 6 ページとする。3 ページ以下の原稿は認めない。
- (3) 大会報告は、**Articles** に準じた扱いとする。質疑応答など、その他の原稿はシンポジウム当日の実情を踏まえて英文誌編集委員会が判断する。

（著作権）

第 6 条 英文誌に掲載された著作物の著作権の帰属等については、本会「著作権規程」による。

（使用言語）

第 7 条 原稿は英語で記載されたものとする。

（原稿の様式）

第 8 条 原稿の様式は「投稿細則」に定める。

（投稿手続き）

第 9 条 原稿は「投稿細則」に従って作成後、PDF ファイルに変換し、電子メールに添付して送付する。その際、本会ホームページからダウンロードした投稿票も PDF 化して原稿とともに送付する（送付先：agri-eco@capj.or.jp）。

（原稿の受付）

第 10 条 原稿の受付日は、原稿が英文誌編集委員会に到着した日とする。

（掲載の可否）

第 11 条 原稿の掲載可否の判定については、「英文誌審査規程」に基づいて英文誌編集委員会が決定する。

（原稿の受理）

第 12 条 原稿の受理日は、原稿を英文誌編集委員会が掲載可と判定した日とする。

（著者校正）

第 13 条 著者校正は初稿のみとする。著者校正に当たっては、特に英文誌編集委員会が認める場合を除き、誤植以外の加筆、削除、修正はできない。

(別刷)

第14条 掲載が決定した論文等は別刷を作成する。詳細は「投稿細則」に定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。
また、英文誌及び本会ホームページに公示する。

附則

この規程は2003年4月1日から施行する。

附則

この規程は2013年3月28日から施行する。

附則

1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用する。
2. 前項1によらず、2014年度大会の『日本農業経済学会論文集』英文原稿については、**Research Letters** としてこの規程を準用する。

附則

この規程は2016年3月29日から施行する。

附則

1. この規程は2018年5月26日から施行する。
2. 2018年度大会の **Research Letters** 投稿については、なお従前の例による。